

改正

平成22年3月29日条例第5号

平成22年9月30日条例第23号

深谷市レンガのまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、レンガ等及び既存レンガ造建築物のレンガを使用した建築物の建築主に対しレンガのまちづくり奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、レンガのまちづくりを推進し、もって歴史的背景を踏まえた個性あるまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「レンガ等」とは、レンガ及びレンガ調タイルで、規則で定める色並びに形状、規格及び積み方又は貼り方を備えたものをいう。

2 この条例において「改築」とは、既存の建築物の全部又は一部を除去し、用途、構造及び規模が著しく異ならない建築物を建築することをいう。

3 この条例において「外壁面積」とは、建築物の外壁における建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項の見付面積のうち、窓、出入口等の開口部を除いたものをいう。

4 この条例において「道路」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条の道路をいう。

5 この条例において「建築物の敷地に接する道路」とは、建築物の敷地が埼玉県建築基準法施行条例（昭和35年埼玉県条例第37号）第3条の路地状敷地である場合における当該路地状部分に接する道路を除く建築物を新築、改築又は増築をする敷地に接する道路をいう。

(奨励金の交付対象者)

第3条 レンガ等を使用する建築物において奨励金の交付を受けることができる者は、市内に、次に掲げる要件を備えた建築物を新築、改築又は増築をした者とする。

(1) レンガ等の使用面積割合が全体の外壁面積の100分の25以上であること。

(2) 建築物の敷地に接するすべての道路に面する外壁におけるレンガ等の使用面積割合が当該外壁面積の100分の50以上であること。

(3) 建築物の敷地に接する道路のうち、1以上の道路が通り抜けていること。

(4) その他建築物に関する関係法令に違反するものでないこと。

2 既存レンガ造建築物のレンガを使用する建築物において奨励金の交付を受けることができる者

は、市内に、次に掲げる要件を備えた建築物を新築、改築又は増築をした者とする。

- (1) 既存レンガ造建築物のレンガを建築物の敷地に接する道路に面する外壁に10平方メートル以上使用し、かつ、当該レンガの保全が図られていること。
- (2) 建築物の敷地に接する道路のうち、1以上の道路が通り抜けていること。
- (3) その他建築物に関する関係法令に違反するものでないこと。

3 第1項第2号及び第3号並びに前項第2号の規定は、著しく景観の向上に寄与すると認められる建築物については、適用しない。

(指定申請等)

第4条 奨励金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済証が交付された日の翌日から起算して30日以内に、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認められた建築物につき指定するものとする。

3 市長は、前項の規定による指定については、既存レンガ造建築物のレンガを使用する建築物及び著しく景観の向上に寄与すると認められる建築物に係る申請がなされたときその他疑義が生じたときは、第11条に規定するレンガのまちづくり指定審査会の議を経るものとする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、次に掲げるレンガ等及び既存レンガ造建築物のレンガの使用面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 建築物の外壁に使用するレンガ等の面積が、全体外壁面積の100分の80以上の場合 当該建築物の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）相当額
- (2) 建築物の外壁に使用するレンガ等の面積が、全体外壁面積の100分の50以上100分の80未満の場合 当該建築物の固定資産税等の2分の1相当額
- (3) 建築物の外壁に使用するレンガ等の面積が、全体外壁面積の100分の25以上100分の50未満の場合 当該建築物の固定資産税等の3分の1相当額
- (4) 建築物の外壁に使用する既存レンガ造建築物のレンガの面積が、10平方メートル以上の場合 1平方メートルにつき1万円を加算した額

2 前項第4号の規定に基づく建築物について、当該レンガが第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するときは、前項第1号から第3号までに掲げる使用面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算して奨励金を交付するものとする。

(奨励金の交付申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けた者は、当該建築物の固定資産税その他の市税を納付した後、市長に奨励金の交付申請をするものとする。

(奨励金の交付期間)

第7条 奨励金の交付期間は、当該建築物に対し、固定資産税等が賦課された日の属する年度から3年とする。ただし、第5条第1項第4号に規定する奨励金は、当該建築物に対し、固定資産税等が賦課された日の属する年度のみとする。

(奨励金の交付時期)

第8条 奨励金の交付時期は、市の会計年度末とする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 奨励金交付時において市税を納付していないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(奨励金の返還)

第10条 市長は、奨励金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しの部分に関し既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(指定審査会の設置)

第11条 第4条第3項の規定による指定について、市長の諮問に応じ審査するため、レンガのまちづくり指定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第12条 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第14条 審査会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 会長は、審査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(市長の責務)

第16条 市長は、市の建築物を新築、改築又は増築をする場合は、その壁面、外構等にレンガ等を使用するよう努めるものとする。

- 2 市長は、市内に公的な建築物が新築、改築又は増築がされることを知ったときは、当該建築主に対しレンガ等の使用を勧奨するものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の深谷市レンガのまちづくり条例（平成7年深谷市条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月29日条例第5号）

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日条例第23号抄）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第14条の規定 平成22年11月1日